明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔国会事項〕　一
〔人事異動〕
外務省　二
〔叙位・叙勲〕　二
〔官庁報告〕
法務　三
公証人任免（法務省）　三
国家試験
海事代理士試験合格者（国土交通省）　五
〔公告〕
諸事項
官庁
埼玉県北川辺領土地改良区役員の退任及び就任、結城用水土地改良区役員の就任、鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

〔省令〕
○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八五）　一
〔告示〕
○除籍が滅失した件（法務三八四）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三八五）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同三八六～三八八）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三八九）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三三四～一三三八）　五
○モーターボート競走場の施設及び設備の基準を定める告示及び場外発売場の施設及び設備の基準を定める告示の一部を改正する告示（同一三三九）　五
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二五六、二五七）　六
○経済産業省令第八十五号　八
割賦販売法施行規則の一部を改正する省令　八

省令

○経済産業省令第八十五号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）の施行に伴い、及び割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の五十六第一項第一号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十六日

経済産業大臣　武藤　容治

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎特定信用情報に含まれる事項） **第百十八条**　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。 一～四　（略） 五　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書又は同号ハに規定する在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）を行つた場合又は加入個別信	（基礎特定信用情報に含まれる事項） **第百十八条**　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。 一～四　（略） 五　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書

用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）	類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、令和六年十二月十七日から施行する。